



北杜市認可外保育所等保育料 無料化事業費補助金について



仕事と子育ての両立を支援し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市独自の取り組みとして、令和8年4月より0歳児から2歳児までの「保育の必要性がある子ども」を対象に保育料の無料化を実施しています（上限あり）。

認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所に通う子どもについては無料化の手続きは不要となりますが、認可外保育施設等・企業主導型保育事業所に通う子どもは、所定の申請を行い、交付決定を受けることで保育料が無料化となります。

1. 対象について

①対象者（①と②の両方に該当する方）

- ①北杜市内に住所を有し、認可外保育施設（要件あり）または企業主導型保育施設（要件あり）に通園している**保育の必要性がある**0歳児から2歳児と生計を一にする保護者
- ②市税、市債務その他の徴収金を滞納していない保護者

②対象施設

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外施設等または企業主導型保育事業所

③対象保育料

施設等に支払う保育の利用に係る月額利用料（上限：月額42,000円）
※日常品費、延長保育料、通園送迎費、行事費、教材費などは対象外です。

④補助額

月額利用料として実際に負担された額と上限42,000円を比較し、低い金額が補助金額となります。



2. 保育の必要な理由と期間

- ◆ 保育の必要性は、保護者（父母とも）の状況で判断をします。
 保育の必要な理由については、就労等の要件（認可保育所の利用と同様の要件）があります。
 保護者（父母ともに）が、以下の①～⑧のいずれかに該当する場合に認められます。
 （該当しない場合は補助金の対象外です）

保護者の状況（保育の必要性）		添付書類	保育の必要性を認める期間
① 就労 （1日3時間以上かつ月16日以上就労を常態としている。農業の場合は前記かつ就農面積20アール以上。）	会社等事業所	就労証明書（※1）	最長、補助金対象期間内。 有期の場合はその期間まで
	農業	※農業所得の発生しない農業手伝いは対象外 ①申請書別紙就労申立てを記入（※2） ②農業所得のわかる 確定申告書の写し（専従者等） ③耕作証明書（農業委員会の証明）	
	自営業	事業主（中心者） ①申請書別紙就労申立てを記入（※2） ②営業許可証または確定申告書の写し	
		事業主以外（協力者） ※雇用主が配偶者または親族の場合 ①申請書別紙就労申立てを記入（※2） ②確定申告書の写し（専従者控除額がわかる部分） 又は青色事業専従者給与に関する届出書	開業準備開始から 最長3か月
	開業準備（新規開拓）	①申請書別紙就労申立てを記入（※2） ②開業届出書、③事業広告等	
② 妊娠出産		母子手帳の写し （氏名と出産予定日が記載されているページ）	産前6週、産後8週間
③ 保護者の疾病		医師の診断書（※2）	療養に必要な期間
④ 保護者の障害		身体障害者・精神障害者手帳・療育手帳の写し ・身体障害者手帳 1～4級 ・精神障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 A1～B2 ※上記に同等の場合は、申立書・医師の診断書	補助金対象期間内
⑤ 介護・看護（※3） （要介護3以上を概ね基準）		①申請書別紙介護・看護申立てを記入（※2） ②医師の診断書または介護認定書等	介護・看護を必要とする期間
⑥ 就学・職業訓練		在校証明書（入学予定の場合は合格通知等）	補助金対象期間内
⑦ 災害復旧		罹災証明書	復旧に必要な期間
⑧ 求職活動		求職活動報告書 ハローワークの受け付けカードの写し	最長3か月

- ※1 就労証明書中の訂正は、会社等の訂正印のあるもののみ可とします。
 ※2 申立書には、具体的な状況（週および1日の頻度、時間、内容等）を詳細に記入してください。
 ※3 介護・看護は原則、同居の親族に限ります。

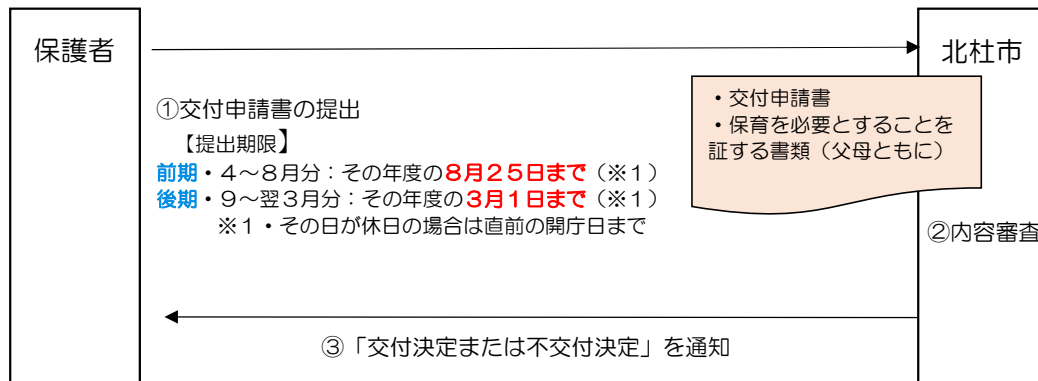
- ※ 保育の必要性を認める期間が満了したり、保護者の状況が変わり要件を満たさなくなった場合、
 保育料無料化の対象外になります。
 保護者の状況に変更が生じた場合は、期間が満了する前にお問い合わせください。
 ※ 保育の必要性が継続しているかを確認するため、申請の都度、同様の書類の提出が必要になります。

3. 無料化の流れ

「前期：保育を利用する日の属する年度の**4月分から8月分**」、

「後期：保育を利用する日の属する年度の**9月分から3月分**」でそれぞれ下記の手続きが必要です。

1. 交付申請書の提出（全員）



①保護者は「交付申請書」「保育を必要とすることを証する書類（父母ともに）」を北杜市に提出。

② 北杜市は申請書類を審査。

③ 北杜市は保護者に「交付決定または不交付決定」を通知。（不交付の場合、補助金交付対象外）

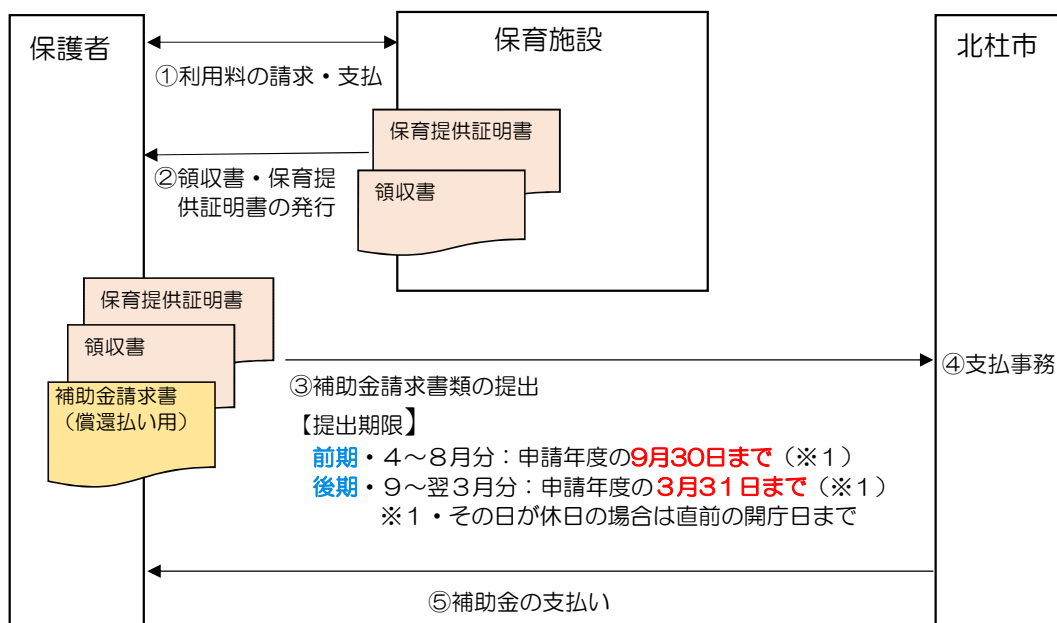
④ ③で交付決定の場合

下記の「2-（1）補助金請求 償還払いの場合」または「2-（2）補助金請求 法定代理受領の場合」のどちらかの方法で補助金を請求。

補助金の請求方法は**償還払い**と**法定代理受領**があります。

利用する施設等により請求方法が異なるため、利用する施設にご確認ください。

2-（1）補助金請求 償還払いの場合



① 保育施設は保護者に保育料を請求。保護者は保育施設に保育料を支払い。

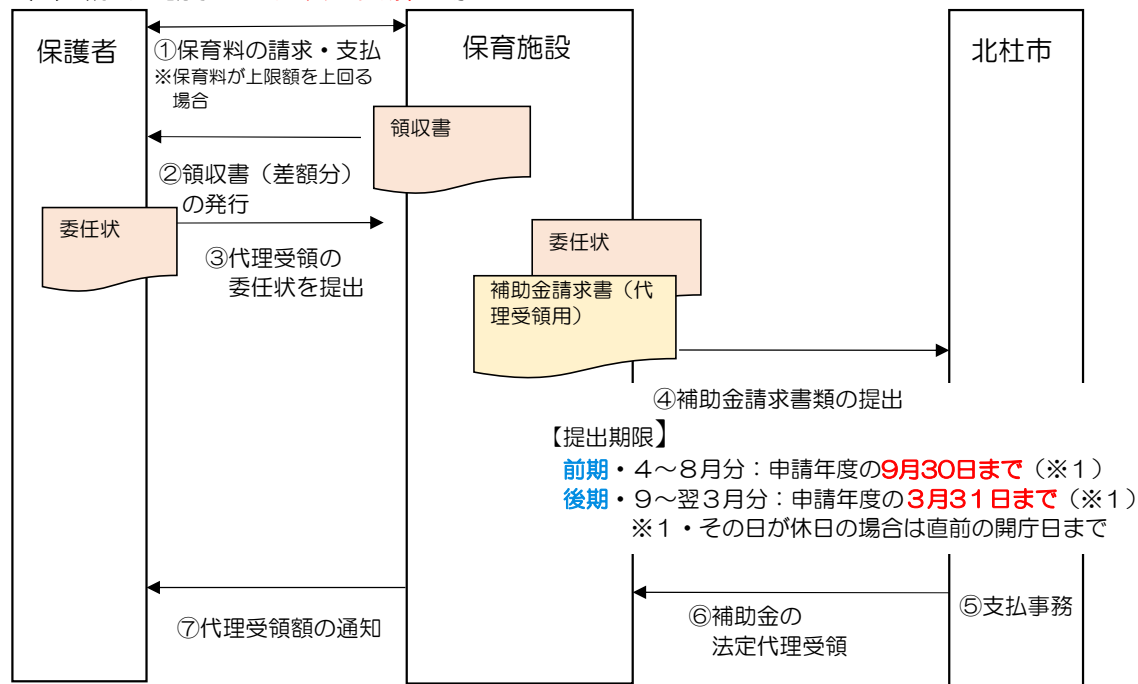
② 保育施設は保護者に「領収書」と「保育提供証明書」を発行。

③ 保護者は「補助金請求書（償還払い用）」に「保育提供証明書」「領収書」を添付し北杜市に提出。

④ 北杜市は請求書類を審査、支払手続き。

⑤ 請求から2～3週間後、北杜市から保護者の指定する金融機関口座に支払い。

2-（2）補助金請求 法定代理受領の場合



- ① 保育料が無料化対象額（月額上限42,000円）を超える場合、保育施設は保護者に差額を請求。保護者は保育施設に差額の保育料を支払い。
- ② 保育施設は保護者に「領収書（差額分）」を発行。
- ③ 保護者は保育施設に代理受領の「委任状」を提出。
- ④ 保育施設は「補助金請求書（代理受領用）」と「委任状」を北杜市に提出。
- ⑤ 北杜市は請求書類を審査、支払手続き。
- ⑥ 請求から2～3週間後、北杜市から保育施設の指定する金融機関口座に支払い。
- ⑦ 保育施設は保護者に代理受領した額を通知。

4. 申請内容の変更等について

すでに申請書を提出し、交付決定を受けている方で、転職、退職、就労場所の変更、妊娠出産など、保護者の状況に変更があった際や、転居した場合は、変更承認申請書の提出が必要です。

また、補助対象施設を利用する3歳未満児が退園するとき、利用しないとき、1か月以上当該施設の利用が見込まれない場合、転園、転出などする際または補助金の申請を中止する場合は、補助金中止届の提出が必要です。

5. 注意事項

- ・対象者は保育の必要性がある0～2歳児クラスの子どもです。
- ・**前期・後期毎の申請となりますので、継続利用であっても半期毎の手続きが必要です。**
- ・申請期限にはご注意ください。



【お問い合わせ・書類提出先】
 北杜市役所 子ども保育課 保育担当
 TEL：0551-42-1402（直通）
 北杜市須玉町大豆生田961-1